

## 村内在住の事業者(事業収入50万円未満)の皆さんへ

### 赤村新型コロナウイルス感染防止対策 事業者支援金について(簡易版)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底を行う村内在住の事業者等に対して、事業の継続のために購入するマスク、消毒液等の衛生用品、パーティション、空気清浄機等の感染症対策用の備品の購入費用や蛇口の自動水栓化、換気機能の追加等の改修費用を支援します。

1 対象者…次の条件を全て満たす事業者が対象となります。

- (1) 令和3年分の確定申告又は村民税・県民税の申告において、事業収入(営業等又は農業に係る収入)が計上されていること。ただし、営業等及び農業に係る収入がともにある場合は、収入額の大きい方の事業のみが対象となります。
- (2) (1)の事業収入が50万円未満であり、電力・ガス・食料品等価格高騰対応事業者緊急支援金の対象者でないこと。
- (3) 事業者の代表者の住所地又は事業所本店所在地が赤村であること。
- (4) 今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 交付された支援金を新型コロナウイルス感染症対策のみに活用すること。
- (6) 交付された支援金を活用し、購入した衛生用品等の領収書(支払状況が明確に分かるもの)を5年間必ず保管すること。
- (7) 給付を受けた支援金は、雑収入として令和4年分又は令和5年分の申告で計上すること。
- (8) 不交付要件に該当しないこと。

2 交付額…1事業者あたり個人5万円、法人10万円(※交付はともに1回限り。)

※ 申請内容に虚偽が判明した場合や領収書の保管が出来ていない場合など、支援金の返還を命じることがあります。

3 不交付要件…村税等の滞納がある方など、交付要領で不交付要件に定める事業者は支援金の交付対象となりません。

4 申請方法…商工会へ電話予約のうえ、商工会の受付窓口にお越しください。

5 提出書類…申請書、誓約書、裏面に記載の書類を各1部商工会へご提出ください。

6 申請受付期間…令和4年11月15日(火)から令和5年2月28日(火)まで

7 交付方法…振込み(申請から約3週間程度)により交付いたします。

## 申請に必要な書類

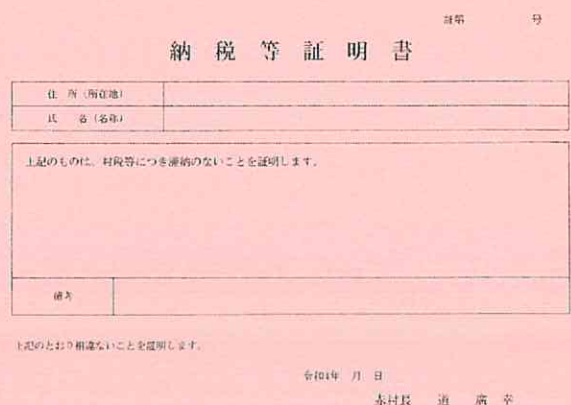
※ このほか書類が必要となる場合もあります。

※ 詳細は申請要領等を必ずご確認ください。

① 確定申告等の控え(税務係からの情報連携を希望する場合は省略可。法人は事業概況説明書の控えを添付。)



② 税務係が発行する納税等証明書(支援金用)



③ 通帳のコピー(支店・口座番号・名義人の分かるもの)



④ 身分証明書のコピー(運転免許証、マイナンバーカード等)



8 その他…病院並びに社会福祉施設及び事業収入が50万円以上の事業者は別事業での受付となりますので、ご注意ください。

○ お問い合わせ先

(1) 赤村商工会(0947-62-3333)

(2) 赤村役場産業建設課産業振興係(0947-62-3000(内線 330))